



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.73

発行：東濃西部広域行政事務組合

電気契約に係る勧誘の相談が再び増加しています

大手電力会社の独占事業であった電力の小売販売に新規参入が可能になった「電力の小売全面自由化」が始まって3月で3年が経とうとしています。

契約する際の手続きには、住所・氏名・お客様番号・供給地点番号を伝える必要があります。この情報は検針票に記載されていることが多いため、簡単な手続きにより契約を切替えられることから、悪質な勧誘による契約トラブルが増えています。

事例として、電話や訪問販売で大手電力会社と偽って、検針用の内容を入手されたとの相談があります。手続きが簡単であるがゆえ、消費者の意に反して契約の切替え手続きが進んでしまいます。もし、意に反した契約を結んでしまっても訪問販売や電話勧誘販売であればクーリング・オフが可能です。



こんな相談ありました



ガス給湯器のみネットで購入。施工業者は別で依頼していた。施工業者が設置しようとしたところ、購入したガス給湯器は都市ガス仕様のものであったため、LPガスの我が家には設置できなかった。

ガスには地中の導管で供給される『都市ガス』と容器（一部導管）で供給される『LPガス』に分けられます。ガスの原料も都市ガスの多くはメタンガスでありLPガスは液化石油ガスと違います。そのため、使用する機器も種類が異なります。購入時には必ず、家に供給されているガスの種類を確認する必要があります。

10月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	22件
訪問販売	3件
訪問購入	0件
通信販売	42件
連鎖販売	0件
電話勧誘	13件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	44件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業